京城新報

人の一生は重き荷を負ふて遠き道を行くが如し急ぐ可らず

明治四十二年 紀元二千五百六十九年
本紙定價 ▲一枚金二錢▲一ヶ月前金卅五錢▲三ヶ月前金壹圓▲六ヶ月前金貳圓▲郵税一ヶ月十三錢
月曜日及び大祭日の翌日は休刊（日刊）
廣告料金 ▲五號活字十七字詰一行一回金五十錢▲雜報欄特別廣告五號活字十七字詰一行金七十五錢
發行兼編輯人 高木久馬太
印刷人 松久紳一郎
京城西署西小門通（電話六六三）
發行所 京城新報社

雜報

韓國穢多種族（四）

今村警視の談

△婚姻 白丁の婚禮について面白い一場の話がある、婚禮の場合には如何なる貧民でも男は馬に乘り女は籠で乘込むのが普通になつて居る、ところが白丁には馬も籠も禁じられて居る、一生一代の晴の儀式だから何とかして見榮を張りたいと一生懸命で考へた揚句男は馬の代りに牛に跨り、女は籠の代りに屋のない籠へ乘つて行つた相だ、飛んだ花嫁花婿ができた譯である。

△結髪を許されず 常民は婚禮すると直ぐに髪を結ぶ習僻がある、ところが白丁に限つて結髪を許されない、元來總角は朝鮮で物の數に入れてない、又結髪して居ない、ところから白丁のやうだと一口に云ふ位である、白丁が結髪を許されるのは子が産れた以後で子を産まない間は人間一人前の義務を果さないと云ふので社會から蔑視されて居る、女でも子を産んだ所謂母は、死んだ時に相當な墓地へ埋めてくれるが處女で死んだ女は、宗教的一種の迷信があつて、浮ばれないから化けて出るの候のとつまらない、考へに囚はれ野山の果に捨てゝ終ふ白丁と雖子を産むと始めて人間らしい待遇を受け、こゝに結髪を許される事となる。

△墓地 白丁の墓地は常民のこれと混在する事を許されない、必らず一區域を限つて、別にする、唯富裕な白丁に限り方角の能い場所を錢で買ひ占める事ができる。

△姓名 を附するにも様々な制限がある、譬へば、仁、又は義などの文字は一切潜越であつて許されない、姓を名乘る事を許されなかつた時代もある、柳姓何兵衛と云ふやうな風に呼ぶのだ何處迄踏附けられたものか際限が分らない（つゞく）

平壤通信

▲東拓出張所設置 當地の有志者は曩に吉原東拓副總裁來壤の際是非とも當地に東拓出張所を設置されたき旨請願し置きしも其後何等の回答なきを以て今回宇佐川總裁の來壤を機とし之が設置につき再び請願すべしといふ

▲大同江浮標撤去 追々大同江の結氷期も近づきたるを以て當局にては同江の鐵嶋柱燈浮標を近日中に又東西浮標を本月下旬に中洲浮標を十二月上旬に夫々撤去すべしといふ

▲新築警察署移轉 平壤警察署は豫て新築中の處今回全く竣工せしに依り十七日より新米廳舍へ移轉したり

▲電燈事業と動力 平壤に於ける電燈事業計畫は未だ日韓瓦斯電氣會社より何等の條件をも申越し來らざる由なるも何れ近々の內回答あるべく而して同事業は一方シーメンス商會の手を引きたる結果いふ迄もなく同會社經營の下に之が開始を見ることとならんも其の動力は水力を用ふべきか或は火力を用ふべきか其邊のところ何明かならざるものあり然るに大同江の水力電氣應用の特權は曩に澁澤男に於て之を獲得し年六月を以て特許期限滿了し其後其儘となり居たるが近頃に至り同男は更に特許權期限の延期を統監府に出願したりと云へば察するに逕は今回の電燈事業計畫を聞き及びたるが爲ならんと云ふ

●安興鎭去月漁況

朝鮮海水産組合安興鎭出張所よりの報告に依れば十月は假竝島瓮島其他附近の漁季に入りたれば他方よりの出漁者も亦尠からず而して石首魚は一般に喰ひ付き惡しく何れも失敗に終りたる由鯛延繩は稍々好成績にて潮毎に相當の漁獲あり從來の一本釣漁船も多く延繩に從事するに至れり目下延繩漁獲物の主なるものは鯛を第一となし、小鰻等之れに亞ぐ▲淺蜊（アサリ）西北端より程山浦附近に至る約二三浬に渉れり沿岸各漁村婦女子は春夏秋中殆ど每日干潮時に採捕し之れを鹽藏して仲買人の來るを待ち居れり一年に五千四百壺（一壺一斗）の收獲あり▲海豹約八浬瓮島の如きには以前棲息せしも燈臺の建設せられたる爲め彼等は其沖合約八浬の矢島附近に移棲せり或場合には數十頭數百頭出沒し居る事あり

●迎日灣去月漁況

先月來の漁業不振の余波を受け又大敷網鰆卷刺網、縛網等の通漁者の跡を絶ちたるより灣內の漁業は昨年の盛況に比し索寞の狀況なり現今邦人の灣內に於て漁業に從事するは僅に浦項在留の鰻掩者の延繩漁業をなす者三隻本月下旬來船の兵庫縣淡路地方鰈手繰網四隻と佐賀縣出漁團の鱶魚地曳を存するのみにして韓人鰆巻刺網も昨秋にありては邦人漁業者に奨勵せられて從漁に努め相應の漁獲を爲したるも今秋は甚だ振はず十月十二日頃秋大鯖のハシリ一時に現はれたるも未だ漁利の記すべきものなし然も鰯の濃群は先月中旬頃よりプランクトンの繁生に伴隨して灣內に游泳し漁業者の來りて撈るを待ち居るもの如し灣外漁業は灣內漁に反し頗る盛觀を呈せり即ち鰆漁船は目下同郡牟浦、甘浦、良浦、灣內汝南浦、古江浦、丑山浦を假泊地となし漁業に從事して帆影相望むの狀を呈し居れり

●捕虜を使役の工事

曩に全南暴徒討伐の際收容したる捕虜を使用し全南沿岸の道路工事を爲さしむべしとのことは既報の如くなるが其の具体的成案は愈々今十五日の內閣會議に於て確定したる由にて其場所は全羅南道海南より唐津、長興、寶城、順天及び光陽を經て慶南河東に至る三十五里二十一万圓の工事にして道幅は二間一尺とし本月下旬より起工し約一ヶ年間を以て竣成の筈なるが使用せる捕虜は約七八百名にして良民も多少は使用すべき筈なりと

●全群線開通と運賃

群山全州間道路開通以來交通運輸頗る頻繁となり今や貨物運搬用として六十臺餘の牛馬車と旅客交通用に十七臺の馬車の往來を見るに至り從つて從前人肩馬肩によりし時は群山より全邑內迄一人の旅客賃（荷籠及馬にて）三圓乃至四圓貨物運賃二十貫に付一圓五六十錢乃至二圓の高價を支拂ひしに車道開通以來旅客運賃一人二圓四十錢貨物運賃二十貫に付七十錢內外にて輸送さるに至りたるを以て旅客交通及貨物輸送に至大の便宜を與ふるなれりと



第三十五席
伯山改 神田松鯉口演

扨も白縫姫は漸くに八代と共に一方を斬抜け、三里程ある源三郎山と云ふ所へ逃れ、此所にて自害しやうとしたのを、八代に止められ、姿を百姓の娘に變へて、忍びやかに都を指して上られます、さて御話變つて爲朝御曹司は近江國石山の麓に山本村と云ふがあります、此山本村の大百姓で山本三左衛門と云ふものがある、此三左衛門の分家に甚右衛門と云ふものがあります、此の甚右衛門が元六條の爲義の家へ下僕に住込んで至つて實直にして居ましたので、爲朝も小供の內から此の甚右衛門に馴染んで居たが、フト此の甚右衛門のことを思出して、此家へ暫らく隱匿して貰らはうと考へたので、晝間は山の中へ隱れ夜になつて密りと尋ねて來た、途中で乘つて居た馬は乘捨てた、夫れに一人の伴をも連れられませんので誠にハヤ哀れなる御有樣で、山本村で、尋ねて來て甚右衛門の戶口からヌ



ッと這入つたので、妻のれみつと云ふものが驚いて見ると「是れは誰方でございます」爲「ウム、拙者は九州から參つた者ぢやが、甚右衛門は居るか」[illegible]ハイ、あの九州から御出や[illegible]りやア豪い遠方の方で[illegible]今甚右衛門は本家まで參つて[illegible]るから一寸呼んで參ります」田舍のことだから誠に氣易い、爲朝に留守を頼んで三左衛門の家へ參つて甚右衛門に斯くと告げた、甚右衛門は都に騷亂があると今朝ほどチラと聞いたが、夫れぢやア事に依つたら舊の御主人六條判官樣の御身內ではないかと思つたから固より主人思ひの甚右衛門だから、宙を飛んで我が家へ歸つて見ると、果して八郎爲朝でありました、久しく御目に掛からなかつたから、程變はつては居るが、幼な顏は何處かに殘つて居るものでございます、甚右衛門大地へ兩手を突涙をホロ〳〵と流し 甚「是れは若旦那樣能う御尋ね下さいました」爲「オヽ老爺、暫らくであつたの」甚「誠に暫らくでございました、まづ兎に角御上り下さいまし、イヤもう田舍のことでありまするから、汚くろしうございます」たみつは盥で水を汲んで出しましたので、爲朝は足を洗つて座敷へ通られた、甚右衛門の家は百姓ではありますが、可なりに暮して居て座敷も六間程あります、其の一番奥へ通して茶を運ばんとする妻のれみつに何か買物を吩付けて表へ出し、さて甚右衛門は小聲になりまして「若旦那樣、實は[illegible]したが、若しやれ戰爭が[illegible]てではござりませぬか心[illegible]ぬ」爲「オヽ實は其事で[illegible]我が兄は禁裏へ召され、[illegible]兄弟一同は新院の方へ[illegible]ろ頼長と云ふ分らぬ奴が[illegible]到頭戰さは敗北、父や兄[illegible]知れず我一人漸く此所ま[illegible]つた、何うか昔の交誼を[illegible]隱匿つて呉れ」甚「エ、宜[illegible]すとも、何うぞ御緩り御[illegible]す、丁度今日は雇人等[illegible]がありまするので其方[illegible]した家內も買物に出し[illegible]一人あう、何處までも[illegible]遊ばしたと云ふことに[illegible]つて呉れますやうに[illegible]ました。其內にたみの[illegible]て戻つて參りましたの[illegible]れを料理し酒の好ひの[illegible]應致しましたので、[illegible]馳走になり、其夜は[illegible]り五六日は何の事もな[illegible]ましたが玆に計らずも一の珍事出來致して遂に爲朝は捕へられまする事に相成る夫れは外かでもない、甚右衛門の本家の三左衛門に一人の娘がある、名をた美江と云つて頗るの美人だ、年は十七と云ふ花盛り、然るに此近江國を徘徊する蟒蛇の角造と云ふ山賊がある、乾兒が二三百人もあつてなか〳〵威張つて居るが、此の角造がた美江に戀慕して數々妻に呉れと申込むのであります。

第268号 1909. 11. 20.

(二) (可認物便郵種三第) 京城新報 明治四十二年十一月二十日 (土曜日) 第二百六十八號

京城新報

太陽暦の専用

太陰暦の暦數に適せざるは皆な人の知る所の如く、此が今日迄依然として慣行せられし所なりしが、彌々此が實行を見、本年を限り廢止することゝなりしは余輩は近時の一大快事として歡迎せざるを得ず。勿論農夫の播種收納するが如きもの長らく舊暦を慣用し來りし者は、習慣上一時不便を感ずるが如き事無からずと雖も、是れは唯極舊思想の中老以上の少數者のみならず、其不便は唯一時の不便に止まり、固よりなく八朔十八夜夏至二百十日彼岸又は冬至小寒大寒等の如き節期も、新暦にの新太陽暦にありては全然削除せられ年々歳々一定不動の月日に定まり居るが故に、一たび記憶するに於ては、又た暦を繙く必要だになく、大なる利便を感ずるべしや必せり。況や滿月新月潮の滿干等の如きものは、夜に依て保存せらるゝにかゝはらず。

然れども余輩が太陰暦の廢止を喜ぶ所以は、其の煩はしきを排除し得たるに以るに非ずして、是れに依て舊思想の全然排除し去られたると同時に、我日本人民が彌々世界の仲間入りをなしたるに在り。太陰暦が世界共通の暦に非ざると同時に、之を用ゆるの國は即ち世界の仲間の國には非ず。露國の格律の暦數を用ゆると支那朝鮮の依然太陰暦を用ゆるを見ても、其國民の如何に思想の舊くして其國の如何に開けざるが察知し得べし。陰暦の如きは我國に於ても夙の廢止と共に遠くの昔に廢止せらるべかりしものにて、余輩は却て寧ろ其の遲かりしを恨む。然し彌々我國民が舊き思想を去り新思想に移り、事實に於ても形式に於ても、公然發表し證明し得たりしものと思へば余心快愉に勝へざる次第なり。然るに此の陰暦廢止の美擧ある今日に於て、不思議にも近頃或る漢學復興の聲の我國に高まり來れるは、余輩の大に怪しむ所なり。漢學の如き是れ亦た舊思想時代の一遺殘物にして現在及び將來に於て用ゆべからざる的物なると、猶ほ太陰暦の如く然り。余輩は現今新思想時代の文明人に向て慣用せしむる要なき太陰暦の廢止せられて世界共通の暦數を用ひ、世界の仲間入りを爲したる今日、今一つ殘れる殆ど世に用なき漢學なども世外に排除せられんことを望むや切なり

東京電報

輔育總裁と宮相

韓國皇太子輔育總裁は岩倉宮內大臣に決定せり、副總裁に末松子爵をせしは誤聞なり（十八日夜）

韓太子の御滿足

韓太子は岩倉宮相が韓太子輔育總裁に決定せられたるに付き痛く御滿足あり（同上）

兩大將の出發期

旅順　東京の兩大將は二十日午後六時木、白玉山忠魂碑除幕式に參列すべき乃定なり（同上）

農民の負擔困難

本期議會の重大難問題なる地租輕減は政友會に於て農民の負擔を調査したるに收穫米一石に付き平均八反步より生ずる收入米一石は時價廿四圓の收入に對し肥料八圓五十錢、手間賃十二圓諸稅金四圓合計廿五圓五十錢を要し差引一圓五十錢の損失は兎に角如何なることと見做し漸くに農民の困難狀想の外なりと（同上）

一大森林の發見

臺灣總督府にて以今回新高山を麓に於て阿里山以上の大森林を發見し直ちに技師を派遣し調査中也（同上）

韓國司法經費

韓國司法經費は十一月開始より十二月迄の二個月八十萬圓は第二豫備金より支出せられしが來年一月より三月迄の分は本期議會に提出して承認を得べく四十三年度豫算には三百六十萬圓を計上せり（同上）

離宮の觀菊御宴

天皇陛下本日赤坂離宮に於て觀菊御宴を催し皇后陛下同陛下御臨御各大臣文武官各國大使公使を始め多數の貴顯に陪觀をせられたり（十九日）

新年御歌の勅題

明治四十三年新年御歌の勅題は「新年雪」と御治定相成たり（同上）

新宿御苑の椿事

昨夜新宿御苑に於て煙草火より發火し倉庫二棟燒失したるが非常の大騷ぎなりし（同上）

キ元帥の感謝狀

キッチナー元帥は寺內陸軍大臣に對し懇切なる感謝狀を贈られたり（同上）

歐洲電報

葡萄牙帝と英國

葡萄牙皇帝の英國皇室訪問は英國の一王女と婚約あるべしとの豫期の爲め一般の興味更に大なり（十九日着）

北京電報

東清鐵道と價値

露都よりの報によれば露相ココフツオフ氏はハルビンに於て東清鐵道が露國に對し永久の價値あると說きたり（同上）

亞爾然丁嚴戒

亞爾然丁國は戒嚴令を布きたり（同上）

彼斯國民の議會

彼斯國民議會は首都テヘランに於て開院式を擧行したるが其勢力は今何れに在るか速かに退去せられんことを希望す（同上）

兆南開放問題

蒙古兆南府開放問題に關し露國領事は本國政府の意見を容れ開放問題にて府尹を訪問したるに府尹は激怒して領事の退却を迫りたるが清國政府の態度は頗る強硬にて開放の意を踏まずと揚言し居れり（十八日）

雜報

亂暴な支出公布

韓國政府は本日の官報第四千五百三十三號を以て豫備金及國庫剩餘金支出を公布したり其公布の全文を揭載すれば左の如し

預備金支出額及隆熙二年度國庫剩餘金中支出額を左の如く內閣會議を經たる後上奏裁可を得實施す

隆熙三年十一月十五日　內閣總理大臣 李完用　度支部大臣 高永喜

年度	所管	廳任名	金額
三年度	度支部	地方行幸費	一五〇、〇〇〇
同	同	巡幸費	八〇〇

右來豫備金は不測の經費に充つる爲め支出せられたる所要額を以て之を計上し豫算に支出するものにして[illegible]

英文御用惡罵

統監府の英文御用紙セウルプレスは十九日發行の同紙上に吾が東京の新聞紙が日本に於ける韓國問題に就ての[illegible]

官吏共通の內議

[illegible]官吏は遠く母國を離れる趣味自ら寂寞たる待遇を與へ俸給の如き給與を爲し居れる[illegible]の惡習俗に感染し母[illegible]なる品操と忠實なる[illegible]るに到り加之事務の遲步の傾向ありて殖民地に於て全く廢朽無能に流れつゝあり均しく政[illegible]朝地を換ふれば忽ち[illegible]治に憂ふ可き事に關[illegible]にても此惡現象を矯[illegible]通制を採るに如かず[illegible]中なりしが既に案を[illegible]て政府と交涉を爲さ[illegible]此方法は在韓官廳と[illegible]度を採るものにして[illegible]に關せず一般的に共[illegible]りと聞く

鐵鑛の讓渡交涉

[illegible]係る載寧殷栗長連の[illegible]製鐵所長官實地視察[illegible]を認め日本政府へ讓[illegible]たるが其條件に就て[illegible]へ交與して一切の權[illegible]政府にては現在にて目下其細目の交涉[illegible]のみを目的とせるも政府の經營に委する[illegible]却て自他の利便とな[illegible]

航路補助と證明

[illegible]夫仁川理事官の通告[illegible]んとする沿岸航路補[illegible]に相違の點あること[illegible]が右に就き同理事官[illegible]係者を呼出し種々懇[illegible]が近日中組合員數名[illegible]を訪問し自己言明せ[illegible]る筈なりと云へり

閔宮相の辭任說

嚮に親書を捧呈して國葬に參列したる閔宮相は日本上下官民の輿論を看取し深く自ら決するところあり歸來宮相を辭せんとの心堅く過日趙慶相朴內相に會して右の意を語り結局李埈鎔を宮相に擧ぐる事に密議を凝したりとの說頗る高しと日韓通信は報せり

韓國銀行の引繼

韓國銀行の第一銀行引繼は愈今廿日午前三時より開始し廿三日を以て全部引繼手續を終るべき筈なるが既報の通り引繼期を同期間に求めたるは廿一日の日曜及廿三日の祭日を利用し全くの休業を單に廿二日の一日間に止めんとの注意深き當局者の意に出しものなりと

邦人官吏の淘汰

韓國政府に任用せられつゝある日本人官吏中無資格又は無能者多きを以て遠からず一大淘汰を斷行し、總て有資格者を採用し別項の如く我國と共通の官吏たる資格を爲す事に內定せり

● 實行委員等の訪問

民選候補推撰に關する議員等の態度に憤激して開催せる市民有志會は既報の如くなるが其際推薦せられたる實行委員五名の諸氏は其翌日議長和田常一氏を訪問せんとしたるに同氏は實弟の婚儀に參列する爲め恰かも行違に釜山へ出張せるを以て其歸來を待ち昨十八日會見を得て有志會の希望を陳べ決議書を提示し同氏の態度を聞きたるに氏は責任ある答辨は一同の協議を遂げざれば爲し難しと答へたるを以て委員諸氏は然らば至急協議の上回答を與へられんことを求め相別れたりと而して諸氏は更に步を轉じて三浦理事官を訪ひ市民の希望と有志會の結果を陳述したるが理事官は大に其意を諒せられたり

● 暗殺事件事務統一

韓國に於て重大なる刑事問題發生する毎に憲兵、警務局、警視廳、は各々勝手の行動を爲し吾れ先に功名手柄を爲さんとして檢擧に從事する結果互に反目疾視し反つて事件の眞相を沒却する恐あり現に今回の暗殺事件發生後も三者の行動は區々にして統一なく弊害尠なからざるを以て韓國に於ける該事件の檢擧其他之に關する事務は統監府總務長官の手に集め關東州に於ける分は明石參謀長之を統一し彼我情報を交換し遺漏なきを期する事に決定したりと

● 全韓國民謝罪協議

大邱八尹大燮、金榮斗他一人發起となり汎く全國に檄を傳へ各道より有力なる代表者を推選せしめ一同連袂日本に渡航故伊藤公爵の遭難に對し熱誠なる謝罪の實を表せんとを計畫したるが夫に就き各道代表者中森川他十數ケ所の代表者十餘名は既に京城に到着し近く獨立館に於て集會を催し諸般の打合をなし同時に大に國民の反省を促がす筈

● 社寺保存會と住職

社寺保存會を組織して寶物及び什器等の保存を圖る旨は既報せし如くなるが各地の住職中には其名のみ住職と稱せられ居るも社寺の財產管理、事務其他を閑却して毫も顧せざるものあり參奉同樣今後は嚴に之を取締り不良僧侶は一切任命せざる方針なりと云へり

● 中川檢事長の歸京

去月以來旅順に滯在して伊藤公暗殺犯人取調中なりし中川檢事長は安重根の豫審終結したれば白石高等法院長と今後の方針を打合せ十六日午後同地出發南滿安奉線を經て京義線により十九日午後十時廿分南大門着列車にて歸京す

● 民會議員の協議會

市民有志會實行委員が和田民會議長を訪問したる結果は別項に記載せる如くなるが同議長は十九日午後六時より議員一同を民團役所樓上に集會し協議を爲し責任ある答辨を爲す筈なりと

● 虎疫防疫員慰勞金

虎疫豫防に盡力したる防疫員一同へ十五日附にてそれぞれ慰勞金を下賜されたるが警察官のみにて千七百六十三名を算し慰勞額總体にて三萬三千百六圓の由なるが憲兵隊は目下取調中

● 仁川道路請負入札

仁川花町より避病院横を經て京城通りに出で更らに栖觀に達するの新道路改鑿請負入札を一昨十八日仁川民團役所に於て執行せし結果一萬六百圓にて仁川の田中又太郎に落札したりと云ふ

● 一銀の引繼財產額

韓國銀行に引繼ぐべき第一銀行財產額の精算は目下調査中にて同價格計上の上發表さるゝは多分本月の末頃ならん

● 韓人地方官吏推薦

現在地方官吏中韓人は觀察使又は郡守等地方官によりて詮衡の上其適任者を推薦し內部より任命し結果良好なりと

● 憲兵隊の補助馬匹

韓國駐劄憲兵隊本部には近々百余頭の補助馬匹到着する筈なるが大澤獸醫外五名は右馬匹受取の爲め內地に出張せり

● 元山警察署落成式

新築中なりし元山警察署は竣工を告げ來る廿一日落成式を擧行する筈にて松井局長代理として齋藤警視出張す

● 日本人郡主事人員

日本人道、府、郡主事の現在人員は道主事八十七名、郡主事四十四名計百三十一名にして缺員は八名なりと云ふ

● 憲兵隊と殘務整理

過般來京したる元間島憲兵分隊長境野少佐は殘務整理の爲め憲兵隊本部內に於て執務する筈にて當分滯在する由

● 練習艦隊の入港期

海軍兵學校卒業生を載せたる練習艦隊阿蘇、宗谷の二隻は來月四日旅順口より仁川に入港する筈なりと云ふ

● 第二艦隊仁川入港

第二艦隊吾妻、秋津洲、最上の三隻は二十日旅順より仁川に入港する筈なり

龍山通信 （十九日支局報）

▲龍山民會の開會　一昨十八日午後一時四十分龍山居留民團役所樓上に於て開會出席議員十五名、勞頭議長及會計檢查委員の撰擧を行ひ議長は海津三雄氏會計檢查委員に阪敬朋、竹內菊太郎、衆古禮藏三氏當撰し海津氏議長席に就き就任の挨拶を爲し直ちに議事に移りしが第一議案民團功勞者表彰規則制定の件は前議會よりの宿題なるが其原案の內容議員の旌表を眼目となせるが如きは妥當を缺く苟も民團に對し表彰の價格ある勤勞を致せるあらば何人と雖ども表彰せざるべからず因て此の主義に於て原案修正の上之れを附議すべしとの意見多數を占め即ち委員附托となる第二議案四十二年度歲入出豫算變更の件は防疫費賦課に關する件なりしが原案の通り可決時に午後三時五十分議長閉會を宣し更に秘密會議を開けり

▲肥薩線連絡時間　既報鹿兒島線開通につき韓國鐵道廳と同線との連絡時刻を聞くに午前十時五十分釜山發給絡船は門司に於て一時間の連絡時間を有し翌日午後十一時二十分鹿兒島線に接續し一方鹿兒島發列車は午後四時五分發列車翌日午前六時五分門司に着し三時二十五分間の連絡時間を有し九時三十分發の連絡船に接續すべく此の外には連絡の都合能き列車なしといふ而して右の連絡は何れも鐵道廳より隔日運轉の夜行列車に限るものなりと云ふ

● 仁川商信　一昨日は籾の入荷多く忠清黃海道品を合して二千五百俵斗りの入荷なるも不殘賣買成立致候其出來値は極上品三圓七十錢にて至極下等品三圓五十錢にて其他は三圓六十錢にて何れも商談相纏り申候尚大豆も四百以上の入荷にして矢張り長端大豆外五圓四十錢白川大豆五圓二十五錢忠清大豆四圓七十五錢の出來値に御座候同品は別に不變候も籾丈は一寸十錢安に候又地撈玄米も賣買出來不申候得共多分込の七圓六十五錢六十錢五十錢ならんと被存候尚小豆の如きも別に不變上品外六圓六十錢內外に御座候尚又荏子の如きも近來は小戾りして六圓三十錢に相成り居申候唯り胡麻而已は安價を呈し九圓三十錢の出來價に御座候同品は此邊にて一時保合ならんと存候籾大豆若干の入荷有之候へ共手合出來不申目下交涉中の籾入荷盛なるにも不拘其他の入荷不相變僅少にて一向花々しき取引も行はれず候何れ[illegible]成不申候ては格別の事は無之かと存候

● 沼澤書記官出頭　沼澤七郎氏は事務打合の爲め[illegible]農商工部、內部、學部に[illegible]

● 奧田氏釜山出張　[illegible]援調停の爲め同地に出張[illegible]兵一郎氏は二十日頃[illegible]

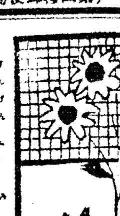
● 橫山諒氏の任官　[illegible]諒氏は內部事務官に任[illegible]て本月末仁川を引揚[illegible]

● 度支部次官歸任　荒井度支部次官は十[illegible]

● 管井署長の入京　[illegible]長管井喜藏氏十八日入[illegible]

▲治外法權▼

[illegible]統監府英文御用紙セウルプレスは[illegible]に於ける同業者の韓國問題[illegible]項の如き毒舌を揮つて[illegible]上の主義を異にするも[illegible]志を發表したからとて[illegible]の批難を爲すには及ば[illegible]就て我同業者又は政治[illegible]ひて決議を爲せしと云[illegible]は之れに對し相當の[illegible]ねばならぬ、然るに[illegible]し彼の決議に加はつた[illegible]に重きを爲さゝる無勢[illegible]記者又は政事家也と[illegible]萬である、焉ぞ知らん[illegible]たる人々は何れも新聞[illegible]として錚々たる人物[illegible]紙が斯かる不謹愼極[illegible]は外人に讀ましむる[illegible]に命令せし者か將又[illegible]言か何れにしても士[illegible]千万なる言を放つた[illegible]就ては統監府も嘸迷惑[illegible]う▲平壤の商業會議所[illegible]き爲め解散するそう[illegible]ど惜しい樣な氣もする[illegible]を負擔爲ないのは會議[illegible]るが爲めであらふ、[illegible]限らず會議所を有効[illegible]る限り何れも解散す[illegible]戶湊川神社構內に建[illegible]の銅像は過ぎし日露[illegible]憤慨し熱狂せる市民[illegible]し遂に船倉の中に打[illegible]が今回公の兒變に同[illegible]び元々通り建設する[illegible]極輕便で結構の樣な[illegible]も市民諸君の氣が知れぬことであろう。



水源地を見たる記（五）

紫子

悠然として此の樣な感想に耽つて居ると會社の人が來て何うぞ彼方へと云ふ我れに返つて振り向けば食卓は技師合宅前の一段高い廣場に列べられて主客共に對ひ合ひて綴然と腰打ち掛けて吾等二人を待つて居る、少し遲れたので失禮したと[illegible]急いで卓席に腰を下すと主人側の人も默つて居る來賓側も默つて居る[illegible]し御商親の樣が想ひ出されて奧床しい、僕も日城子も默つて居る[illegible]理が運ばれる、第一番に靑木さんが[illegible]は二食主義で[illegible]かし初めるを幕切として我れ劣らじと動かす金の箸が日に映じてピカ／＼光り輝くのは一種の壯觀である、僕も日城子も其の壯觀の一部に色彩を放つた事は勿論である。

僕の直ぐ向ふに座を占めたのがバーハム君の秘書役河野三通士君で貴君の所ではドウ、私の社を誤解せられて居るのでを冒頭に滔々と捲り立てられた樣だが失禮ではあるが食ふ方が忙がしかつたので善く覺えて居ない。

食卓が無事に撤せられると會社の人が先に立つて江心に穿たれたる吸水口を見て呉れと云ふので宜しいと計りドヤドヤと一同三隻の舟に分乘して夫れに向つて乘り出す、岸を距る百尺程の江底水深約七尺の所にありコンクリートの井桁に鐵條を架して流下物の吸入さるゝを防ぐべき裝置あり、素より當然の事別段感心もせずに船より上る、內部の佐野技師長より新聞の配達につきて質問を受けたので、今迄は月曜及祭日の翌日休刊であつたのを現在では日曜及祭日休刊と改めたるより日附の上より見て一日遲るゝ樣の觀あるも內容は決して後れたる者にあらず左樣御了承を願ふと營業部の人の口吻を眞似て以前の所へ戾ると珈琲が出る、之れを飲んで居るとバーハム君居突に大きな帳簿を抱へ出して夫れに依りて理事類對水道問題の會社の主張の虛ならざるを數字に依りて說明して居る、靑木さんや佐野さんや其他二三の人は頻りに質問を發して仔細に見て居らるゝが僕や日城子は水源地や配水池に必ず見るべき義務はあつたが帳簿は見ねばならぬと云ふ義務はないと決めて遠くに退いて居た。昔しは帳面と云ふものへは有りの儘を書いたものだが此の頃の帳面なるものは勘定の合ふことを主として書けるものだ相だ、夫の證據には帳面だけは日[illegible]數字は合つて居た相だ[illegible]變るがバーハム君の[illegible]恰好が頗る日糖の夫[illegible]無勘定も立派に合ふ[illegible]に思つてる內に皆さ[illegible]殘つた僕と日城子の[illegible]獨逸ビールを拔いた、[illegible]一本七十錢だと[illegible]し置いたら宜からうと云つた。

僕と日城子との爲めに田中君は園藝摸範場から貰つたと云つてカレフラワー一株宛を贈られた、田中君夫妻は僕と同道であるのだ。謝して歸途に就いたは午後四時半（了）

兇漢豫審終結

▲暗殺理由十五箇條

十九日着大阪朝日大連電報に依れば旅順地方法院に於ける安重根の豫審終結し重罪裁判に移されたり公判は多分傍聽を禁止さるべし安重根は伊藤公暗殺の理由十五箇條を申立たり

一、王妃の殺害
二、三十八年十一月の韓國保護條約五箇條
三、四十年七月日韓協約七箇條の締結
四、韓皇帝を廢したる事
五、陸軍を解散したる事
六、良民を殺戮したる事
七、利權を掠奪したる事
八、教科書を燒棄てたる事
九、新聞の購讀を禁止したる事
十、銀行券の發行
十一、三百萬圓國債の募集
十二、東洋平和の攪亂
十三、保護政策の名實伴はざる事
十四、日本先帝孝明天皇を殺害したる事
十五、日本及世界を瞞着したる事

因に連累者は左の八名なり

曹道元（三〇）禹連俊（三三）卓公奎（四六）金麗水（年不明）金盛玉（四九）柳江露（十八）鄭大鎬（三六）金衛在（三〇）

不貞女房と老爺

▲京城まで尻を追ふ

原籍福岡縣遠賀郡勝木村番戶不詳炭坑稼ぎ江崎直十郎（五七）といふ色魔れ爺さん眞黑くなつて稼ぎ居る內これも同炭坑に出稼ぎに來り炭坑納屋に獨り寢の佗閨の嘆を漏しつゝある赤司さよ（三九）といふ女に目を附け朝夕鶴嘴擔ぎでカンテラ片手に地下幾千丈の炭坑內に下りせつせと働く內遂に與昧な坑內で口說落して情約成立後は自分の茅屋に連れ歸り戀女房として機嫌を取り獨り悅に入り居たるも束の間性來淫奔なるさよは親爺はご蔵の違ふた直十郎に何時までも服從してゐらず悠ち坑夫の誰彼を憚らずして情夫亂ひをなしたるを爺さん薄々感付き附來一間に押込めて監視しゐたるをさよは倒更に五月頃事に思ひ遂に本年春直十郎が坑內へ下つた留守中に衣類は勿論目ぼしき品物は悉皆持ち出して京城に來り同人の姪に當る木工さどといふ者が野村といふ料理店に稼ぎ居るを賴り來りて潛伏し居たるを爺さん憤慨して搜索したのか自分の家財一式を賣却して路金を調へ昨十八日當地に來り南部警察署に出頭して右の趣を述べて說諭方を願出でたれば鹿爪らしく控へ居た係官も笑ふ譯にも行かず直ちに刑事をして前記野村料理店を搜索して妖婦さよを引致して嚴重に其不心得を諭し直十郎に引渡したれば同人は涎だらだら百萬遍の禮を言ひて引下り自分の宿とせる本町一丁目大隈旅館に連れ歸りたるを昨夜又候野村方同居のさよの姪と稱するさどが尋ね來り一寸耳を借して呉れとてさよを戶外に呼出し其儘ドロンとも何とも言はず姿を隱したるにぞ直十郎怒るまいとか仁王の如くなつて宙を飛んで再び野村方に駈込み香羽屋もどきの啖呵を切りてさよを連歸らんとするを戀女房の姪の夫と自稱する南大門外野村事務所雇石工野脇兼藏（四六）が其場に飛出で、何を生意氣な老耄爺メと同人を膝下に組敷き所嫌はず亂打したる騷ぎに直十郎は無念ながらも勘念して其足で南部署に飛込み泣く泣く右の次第を訴出でたれば警官同道野村方に出張して關係者一同を本署に拘引して今後再び斯かる紛擾を釀さゞる樣厚く訓戒して放還したるが玆に滑稽なりしは直爺さんにて自分を嫌ひ拔いたる不貞の嬶を確かに引取りましたから御安心して下さいと退出したるには詰合の警官も思はず吹き出したりとは近頃れ芽出度爺さんだツイ

幼兒虐待の後聞

△鬼夫婦遂に檢束さる

愛媛縣平民當時京城南大門外古市町番戶不詳房留木炭商蛭間龜之助が嘗て浦鹽出稼中淫賣婦に馴染め遂に內緣の妻と爲し國元の本妻には音信不通の所本年京城に尋ね來り兩人の間に生れし本年三歲の幼女を龜之助に引渡したるを後妻が非常に件の幼女を虐待したる顚末は當時の紙上に詳報したる如くなるが其後龜之助夫婦は依然として虐待を續け居たるを本妻長島とよ（三三）が龍山漢江通り野村出張所に奉公して幼女を助け居たるも昨今龜之助鬼夫婦は虐待益々酷しく幼女は居臥に自由を失ふ程に至りたるを本妻が聞知して遂に幼女を引取り本日午前十一時南部署に幼女を抱きて出頭し再び說諭方を願出でたれば桐原警視は大に憤慨し直ちに工藤刑事を鬼夫婦宅に出張せしめ兩人を檢束して目下嚴重取調中なるが去りとは殘忍酷薄の夫婦共と謂ふ可し

偽造紙幣の發見

▲京畿道陰城郡に於て

京畿道陰城郡に於て銀永八殿と云ふ者十圓の偽造紙幣を發見し直に長湖院憲兵分遣所に訴へ出たるが右紙幣は小形にて謄寫の肖像中洋服及人相異り四隅に數字なく星章の紋色文字等も相違し居れど頗る巧妙を極め一見眞偽を判別し兼るものにして同分遣所に於ても引續ぎ嚴探中なれど未だ犯人の手掛りつかざる由各自に於て大に注意すべきことなり

兇變活動寫眞

▲一萬五千圓にて落札

伊藤公爵兇變當時哈爾賓市の活動寫眞隊は其實況を撮影したるが右寫眞は伊藤公到着諸員に應接次で狙擊せられ其儘車內に移乘せらるゝ狀況に次で安重根捕縛護送終る迄にて五百尺の長さものなるが各國の希望者競爭の結果去十七日東京ジャパンプレス、エーゼンの手に一萬五千圓にて落札し世界活動寫眞始まりて以來の最高價なる由

●珍說野呂泥棒物語

▲情婦の寫眞に噛付く

去る十七日午後八時頃仁川新町近江屋吳服店前を徘徊せる男の擧動不審なるを認め仁川署刑事は直に本署に同行して取調べたるに眼識違はず此男は福岡縣博多下市小路生れの松本榮藏（四七）と云へる前科者にて本年夏以來犯せし罪の數々自白せし處に依れば仁川公園地通り原田古着屋にて三回に涉り衣類三枚（價格十二圓）を掻き浚ひたるを手初めに同町丹羽古着屋にても同じく三回に涉りて衣類三枚（此價三十圓）を仲町大石支店にては毛糸靴下半打を新町中川古物屋にては短刀一振を同小川雜貨店にては二枚續き毛布一枚を花町一丁目竹永にては銘仙給一枚を公園地通り二見湯にては糸織羽織を仲町江本質本屋にては小說本五冊を宮町福山洋服店にては洋服一着を其他龍川仁川間にて古鼠泥を働きたる顚末を殘らず白狀せしかば直に檢事局に廻はしたるが右は何れも店頭にて買物に行きたらん樣に裝ひ家人の油斷を見澄して掻き浚ゆる手段にて贓品は入質し費消したるものあれど大部は柳行李に仕末しありたりとは一寸毛色の變りし賊と云ふべきが玆に審かしきは元敷島遊廓日進樓の女郎にて今は京城居住田中受負師の手活の花となり居る福田の寫眞を肌身に離さず附け之れはかりは監獄に持つて行かまほしと眞面目に哀願せし痴漢さ加減には噴飯を禁じ得ざりしといふ

和歌募集

勅題「新年雪」

選者 九皐館主留

何首にても隨意、用紙用箋類も又御隨意の事、締切期限十二月二十日、發表は四十三年一月元旦の本紙上を以てす、同好の士奮て投詠せられんことを希ふ

十一月廿日 本社編輯局

▲謹告▼

本紙は本月五日より夕刊となしたるも此は讀者諸君に取りて甚だ勝手惡敷が如くなるを以て本日より更に從前通りに改むることゝしたり、然れば日付の十九日を脫することゝ相成候も右の故を御承知被下度候也

十一月十九日 京城新報社

●興行師嬶に逃らる

▲仁川で興行中なりし珍物會主

先程迄仁川公園地通りに興行中なりし珍物會主吉安仙太郎雇人大口ツル（十六）と云ふは仙太郎の妻と共に仲町岩田旅館に宿泊中去る十三日外出したる儘行衛不明となりたるに取敢へず京城に興行中の右仙太郎に急報したるより可愛い女房に逃げられてはと血眼となりて仁川に引返し手分けして搜索する內圖らずも宮町二丁目なる紹介業日の出屋に至り奉公先きを依賴し居れるを探知し同屋に引渡しを請求せしも種々なる口實を設けて肯せざるより持て餘して一昨日宮町派出所に訴出でたれば巡査は日の出屋に出張して仙太郎の妻は同人に引渡し右ツル及び口入屋に對しては懇々將來を戒めたりと

●淸韓人の大喧嘩

仁川發電局

淸韓人吳成三（三三）は一昨日午後四時頃同地京町二丁目淸商王平鄉（三五）方に至り支那襦子一尺を購ひたるが尺が滿たぬとて爭論を初めたる處へ何處よりか五六名の淸國人現はれ自國人の王に味方して吳をば袋叩きにしたる騷ぎに京町派出所より巡査出張双方を說諭の上示談せしめたりと

●五雲會素謠例會

來る廿一日午後一時より本町六丁目有明樓に於て第三十五回例會を開催せらるゝ由なるが其番組は龍田（和田氏、河內氏）忠度（澁谷氏、波多江氏）小督（土部氏、松寺氏、志賀氏、加納氏）卷絹（三浦氏、男田淵氏、松田氏）船辨慶（吉田氏、碓井氏、大久保氏、奧田氏、河合氏）千手烏追の二番は當日席上にて抽籤役割を決定する筈なりとか

●赤帽拐夫の格闘

仁川驛構內の赤帽宮崎縣生れの高野末吉（三二）は一昨日荷物運搬上の事より擔軍三名と掴み合ひの喧嘩をして派出所に同行され大目玉を頂戴したり

吉凶鑑

本町五丁目 三一館判斷

●十一月廿日●舊十月八日 三碧 大安 甲申 中れさん△一白 豫備計畫は吉賓行着手は效なし水厄水損防ぐべし△二黑 間違ひ紛擾あり遺失盜害を防ぐべし△三碧 音信により煩悶若くは煩悶あり事深急に馳せて誤ちあり△四綠 強き競爭にあふか又は中傷讒妄にあふあり色情通淫の闘諍を戒しむ△五黃 心中抱持の事暫く隱忍すべし尙爭論紛擾を戒しむ△六白 叱責若くは懲戒にあふあり改易及新規見合すべし△七赤 沈降の日新事改易凶誘惑防ぐべし△八白 徒勞に歸し易し稍々重大なる案件之を見合すべし尙利權の爭ひあり△九紫 快心の日なり大概吉爭論及火の元用意す可

右は概括的判斷なり各人格別に就ては直接に同館の鑑定を請はる可し

[illegible]日本人郡主事配置以來地方行政の刷新[illegible]み益々操作の必要より更に來年度に於て日本人郡主事を增加し之を各地郡衙[illegible]既に其豫算約三十萬圓を計上したり

[illegible]務官人爲次郎氏は去る十三日付にて農商工部事務を囑せられ奏任待遇を受く

[illegible]拐子寶井松次（二七）は去る九日午後三時[illegible]して交通を妨害せしに依り二十錢△太[illegible]り三十錢△米倉町陋下宿屋[illegible]（二〇）は去る十四日午前一時頃酌婦大[illegible]菜古賀安一（二六）は去る十七日午後七時久保[illegible]のを粉粧せしめ街路にて客を引[illegible]昨日南部署にて言渡されたり[illegible]

唐島本喜代六は一昨夜客席に藝妓を侍らせ歌舞音曲を爲さしめたる廉に依り[illegible]

●天氣豫報（自十九日午後六時至二十日午後六時）

北西の風 曇

十八日（華氏） 最低溫度 四七、五 最高溫度 二五、五

名種 洗濯石鹸 専門製造販賣 用途
陸軍、鐵道、船舶、鑛山、水道湯屋、散髮、諸工業用
京城旭町二丁目 (電話九七三番)
朝日石鹸製造所

▲無料紹介欄▼

人事部

●求炊事女 年四十恰好のもの至急入用 本町一丁目官舍 桐原
●店員入用 十六七歳にて確實なる保證人有者 龍山京町古田米店(四八〇)
●下婢入用 十四五歳の下婢を求む餘暇には裁縫習字讀書諸禮生花等女子に必用なる教育を施す 氏名在社(四七九)
●求職 年廿六簿記に經驗あるもの至急職に就きたし 氏名在社(四八一)
●ボーイ入用 十五歳以上廿歳以下數名入用 南山町三 京城ホテル
●就職 履歷たし 年三十五普通教育あるもの鑛山事業に多大の趣味を有す如何なる危險も不厭 姓名在社(四八三)

物件部

●貸家 本町通り目拔の場所にて貸家あり希望者は來談あれ 氏名在社(四七〇)
●貸家 南山町二丁目二階建十疊と三疊と廻椽二階六疊二間廻椽井戸物置湯殿付家賃面談 氏名在社(四七八)
●貸家 北部齋洞廿九統四に安價の貸家數軒家數間あり御希望の方は同所の内尾に就き問合せあれ

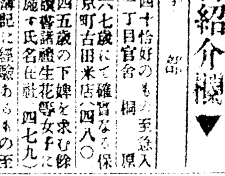
廣告

龍山榮町
歐米新式 高等裁縫
田口洋服店
電話三一二番

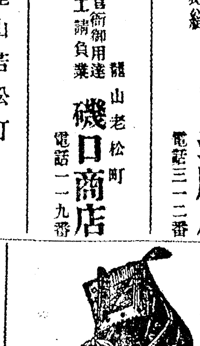
龍山老松町
陸軍諸官衙御用達 建築土工請負業
磯口商店
電話一一九番

龍山若松町
島崎鐵工場
電話四四一番

龍山元町三丁目
長尾醫院
院長 醫學得業士 長尾乙二

東京

足袋
正札付大安賣 厘毛引なし 安心して買へ升
諸官衙納入多數御入用の節は拙者所有の山林に於て製造仕候間特に勉强致候條多少に不拘御用命被下度願上候
本店東京
京城大和町一丁目 (日の出橋際)
大和屋
藤井出張店
電話二百〇五番

木炭 堅炭 松薪 松炭
卸販賣
陸軍諸官衙 御用達 薪炭問屋
京城南大門外御成町(電話五八七)
南商會
同 南川出張所
同 龍山出張所

原料直輸入廉價調製各種木形新着

弊店の特色御注文品と否とに不拘材料は精選しスタイルは最新の粹を蒐め常に諸彦の御滿足を得奉り居候
●京龍間は御一報次第見本帳御送附可仕候
●實地御試用被下度候
深ゴム靴 特價 六圓五十錢
アミ上靴 五圓五十錢
淺ゴム靴
京城本町一丁目(郵便局前) 東京 北村支店 店主 磯部席吉謹

株式會社 第一銀行電話番號
總支店 長 一、二六〇番 一、三六一番 三、三一一番 六、二一一番
京城支店 一、一〇六番 長 一一一番 六 一一一番
國庫部、發行部用
支配人、調査部、文書課用
國庫部、發行部、當直用
臨時韓錢部用
用度係、分析所用
來客用
營業、當直用
營業用

西洋料理 一皿 二十錢
コーヒー 紅茶 一杯 五錢
チートース 一人前 十二錢
洋酒 一杯 十五錢
客室内に食卓を設け
洋食及び辨當を調進
し尙酒、烟草、菓子、果物
等販賣致候

南大門停車場内喫茶店
京義線直行列車内食堂

右十一月一日より開業致候に付舊に倍し御愛顧御引立の程奉仰候猶喫茶店には清潔なる兩便所の設備も有之候

京城南山町三丁目
京城ホテル
電話一一二三、電四九二

明治廿年七月創立

資本金一千萬圓
京城代辨店 本町四 山口呉服店 電話 番
事務所 京城本町二の三 電話一〇六〇番

綿わた綿ワタ
たやすくうります
ふとん地色々、ふとん調進、太物類、洋物類
御問屋
京城明治町一丁目四ツ角
唐川商店
電話二六一番

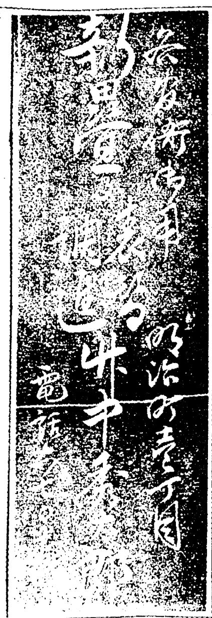
●品質純良の牛乳を得んとせば乳牛の食料に注意を要す弊場夙に此に留意し好良の食料を給す

●弊場搾取の牛乳を愛飲せらるゝ御諸君は最も滋養豐富風味佳良の牛乳を飲用し得らるべし

●京城市内の御注文は遠近に不拘早速持參可仕候●

概略營業品目
和洋帳簿 諸紙類
文房具 學校用品類
卷紙 封筒 手帳類
帽子 洋傘 クツ 鞄
洋服附屬品一式
メリヤス類一式
毛布 膝掛 馬車掛
石鹸 香水 齒磨類
タオル、ハンカチフ
手袋 沓下 袋物類
正札 一 引なし
官衙、陸軍 銀行、會社 御用達
京城本町四丁目
池田長兵衛
電話二百〇六番
和洋雜貨 卸小賣商

●地方よりの御注文は代金引換小包にて發送仕候●



諸官衙御用品調達

營業科目
和洋紙類
印刷附屬品
印刷インキ
和洋書籍
防腐デシン
穀物食鹽
諸染料類

各學校御用品調達

委託販賣
東京 ランバーグ商會代理店
東京 中外アスファルト株式會社代理店
東京 千代田生命保險相互會社代理店
藤田合名會社
東京 博文館發行書籍特約店
東京 金港堂發行書籍特約店
釜山 臺灣鹽合資會社食鹽特約店

本社 京城明治町二丁目(電話二三〇番)
出張所 東京京橋南鍋町一丁目 東京地電新橋三六九二十番

資本金一千萬圓
大上 特約販賣 自製
漬物 味噌 醬油 製造元
京城本町五丁目
大上商店
利洋酒、精酎、穀物麵類、銘茶、鑵詰、乾物荒物食料雜貨、ビール、米糀、塩辛、日本食鹽各種特約販賣尙御望に依り商品切手調進仕候
(電話二五一番)

●電話開通 八百三十五番●
唐津石炭 直輸入商
並ニ平壤無煙炭あり
京城太平町一丁目九五
南大門高等女學校裏通り
近藤商店

廣告

暖爐各種

煙突取付並ニ煙突掃除大勉强
京城本町五丁目角一番戶
電四七一番
馬木勇吉
龍山山下町兵器廠官舍通入口
電三六四番
馬木支店

大坂 荒物世帶道具一切
大〇製白絞油和洋蠟燭
和傘岐阜提灯魚釣道具
卸小賣
地方在住の各位には御申越あり次第代金引替付又は代金引替小包郵便を以て御送付申上候尙弊店營業品目錄御入用の御方は御通知あり次第送呈申上候
荒物世帶道具
各國諸油米穀
銘酒澤龜アサヒ サッポロ 麥酒
並に買次業
京城本町六丁目
西崎嘉七本店
電話長二一〇 電略(ニカ又はニ)
振替貯金口座東京(九四一七番)

辯護士
特許辯理士
岩田仙宗
京城明治町二丁目(佛國教會前)
電話三五四番

會席御料理御一人前
肴四品付酒二本
金六十錢
すき燒其の外應御好
京城竹園町一丁目
遊樂樓
(元三遊樓跡)

銀行一般業務精々御便利に取扱可申候
資本金 參百萬圓
積立及繰越金 九拾萬圓
京城南大門通
株式會社 十八銀行 京城支店
(電話四二〇)

韓國 本店 長崎市築町
支店 京城、龍山、仁川、木浦、釜山、元山、羅州、群山
出張所 日本 大阪、熊本、佐世保、嚴原、五島、壹岐
其他日本、韓國樞要地、及露領浦鹽に爲替取引先あり

貯蓄預金 一口壹錢以上何程にても御預り申候(利息日歩壹錢四厘)
長崎貯蓄銀行代理 (十八銀行京城支店)

★株式會社百三十銀行 京城支店
京城本町二丁目十五番戶
電話五十八番
資本金五百萬圓
頭取 安田善三郎
爲替取組先
畿內 大阪、京都、西陣、伏見、奈良、山、八木、高田、田原本、堺、貝塚、岸和田、御影、兵庫、神戶、平野
東海道 住吉、茨木、下市、名古屋、東京、横濱、大磯、山田、桑名、松阪、半田、熱田、四日市、甲府、津、靜岡
東山道 彥根、八幡、大津、長濱、大垣、岐阜、前橋、伊勢崎、宇都宮、福島、若松、靑森、秋田、能代、七崎、高崎
北陸道 小濱、福井、敦賀、鯖江、金澤、大聖寺、宮山、伏木、新湊
山陰道 宮津、舞鶴、新舞鶴、豐岡、鳥取、米子、境、松江、久手、大田
山陽道 龍野、姬路、西大寺、笠岡、高梁、玉島、福山、柄、府中、尾の道、三原、廣島、岩國、山口、柳井、平生、下關、萩、德山、小郡、長府、網干
南海道 牛窓、味野、岩見、岡山、牛串本、御坊、田邊、新宮、和歌山、尾鷲、州本、撫養、德島、善通寺、丸龜、高松、八幡濱、川之石、宇和島、今治、西條、松山、三津ヶ濱
西海道 直方、飯塚、博多、福岡、若松、久留米、若津、中津、小倉、門司、行橋、後藤寺、佐伯、別府、大分、伊萬里、牛津、長崎、佐賀、熊本、宮崎、鹿兒島、八幡、長洲
北海道 函館、小樽、札幌
台灣 臺北、臺南
清韓國 仁川、釜山、元山、鎭南浦、平壤、木浦、羅州、大邱、群山、安東縣、晉州、尙州、馬山
銀行一般の業務精々便利取扱可申候

日本郵船 株式會社 電話十番
仁川 瀛船出帆 廣告
貨物及船客取扱店
仁川海岸通 電話三九番 郡回漕店
●釜山、長崎、門司、神戶行 山東丸 十一月廿日午後三時出
●大連、太沽行 高砂丸 十一月十八日正午時出
●大連、芝罘、秦皇島行 山東丸 十二月七日午前六時出
●大連行 酒田丸 十二月七日正午時出
●釜山出帆 元山、清津、浦鹽行 立神丸 十一月十七日午後時出
御注意 御乘船ノ際ハ税關波止場ヨリ本船迄艀船ニテ御送迎可申候艀船ハ本船出帆ノ五十分前ニ解纜ノ事